

IV 就学転学に係る事務手続き

1 新就学（小学 1 年生）として県立特別支援学校に入学する場合

【就学先を決定に当たっての留意事項】

- 市町村教育委員会は、就学先を決めるに当たって、保護者との就学相談や、地域の小学校又は支援学校見学を行い、保護者や子供自身が就学後のイメージをつかめるように配慮する。
- 就学先としては、特別支援学校、地域の小学校（通常学級、通級による指導、特別支援学級）があることを伝えるとともに、子供の状態に応じて適切な学びの場を選択できるよう、情報を提供する。
- 該当の子供についての状態や教育上必要な支援の内容、地域の学校における教育環境の整備状況、専門家等の意見、本人、保護者の意見等を総合的に判断する。
- 市町村教育委員会は、保護者と合意形成を図った上で就学先を決定する。

【手続きの手順】

(1) 認定特別支援学校就学者（特別支援学校への就学者）の通知

市町村教育委員会は、翌年 4 月に県立特別支援学校への就学が適切であると考えられる幼児の氏名等について県教育委員会に通知するとともに、必要な書類を送付する。（下記No.①②③④）

（学校教育法施行令第11条第1項、第2項）

(2) 新就学の通知

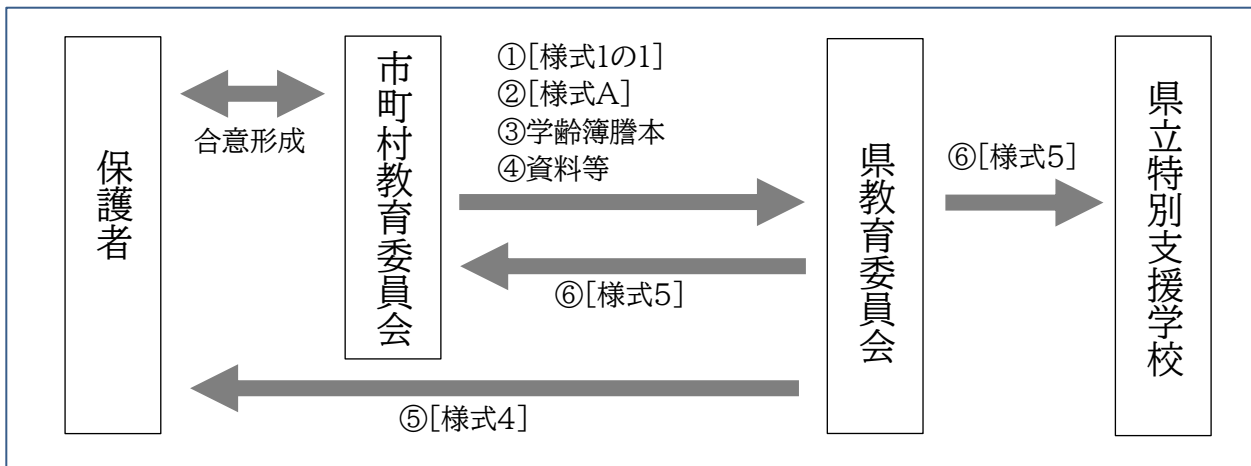
県教育委員会は、1月31日までに新入学者の保護者に対し、就学させるべき県立特別支援学校の入学期日を通知する。また、新入学者の保護者への通知と同時に当該児童を就学させるべき県立特別支援学校の校長及び市町村教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知する。（下記No.⑤⑥）

（学校教育法施行令第14条、第15条）

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	特別支援学校への就学について[様式1の1]	市町村教育委員会	県教育委員会
②	就学支援票(新就学)[様式A]		
③	学齢簿謄本		
④	障害の程度を判断するのに参考となるもの (相談様式 1, 2, 又は各市町村教委の相談様式。その他療育手帳や身体障害者手帳の写し等)		
⑤	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑥	児童生徒の入学期日等について[様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 県立特別支援学校

【手続きの流れ】



2 小・中学校から県立特別支援学校に転学する場合

小・中学校に在籍している児童生徒が、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者になった場合。また、小・中学校に在籍している児童生徒の障害の状態の変化等があり、県立特別支援学校への就学が適当と判断された場合。

【手続きの手順】

(1) 市町村教育委員会への通知

市町村立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校に在学する学齢児童生徒で、県立特別支援学校への就学が適当と判断された場合、その児童生徒が在籍する学校長は、市町村教育委員会にその旨を通知する。なお、判断に当たっては、校内就学支援委員会等で十分に審議をして決定する。(下記 No.①)
(学校教育法施行令第12条第1項)

(2) 県教育委員会への通知

市町村教育委員会は、(1)の通知をうけた学齢児童生徒のうち、県立特別支援学校へ就学することが適当であると認めるものについて、県教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、必要書類を送付する。(下記 No.①②③④)
(学校教育法施行令第12条第2項及び第11条の2)

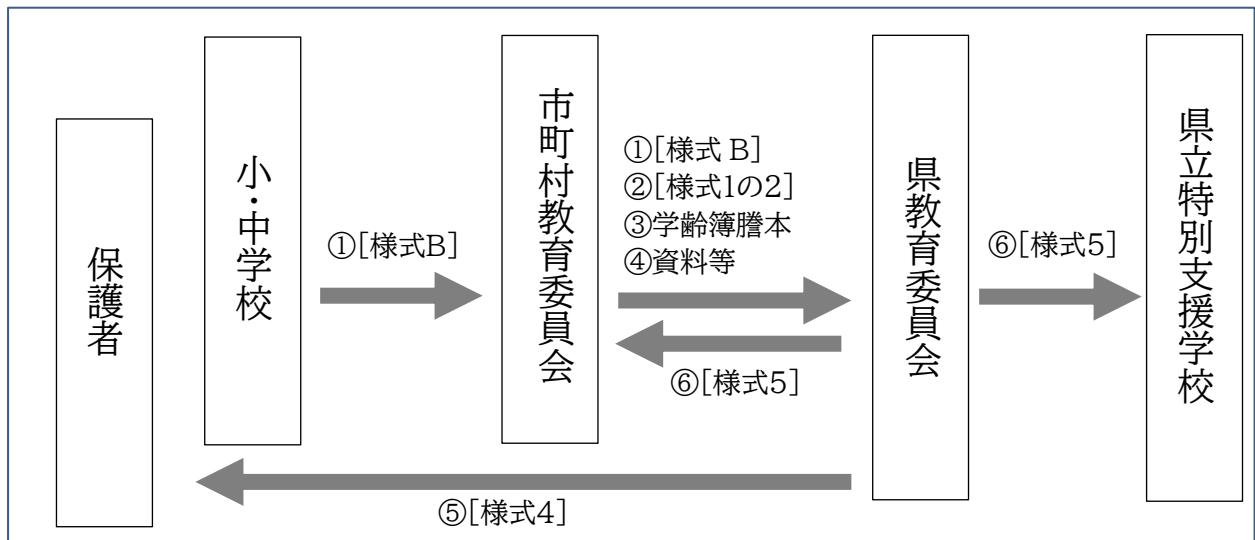
(3) 保護者、市町村教育委員会、県立特別支援学校への就学通知

県教育委員会は、(2)の通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者、市町村教育委員会及び県立特別支援学校長に対し、就学させるべき特別支援学校の指定及び入学期日を通知する。
(下記 No.⑤⑥) (学校教育法施行令第14条及び第15条)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	教育支援票(転学用)[様式B]	小・中学校	市町村教委経由県教委
②	特別支援学校への就学について[様式1の2]	市町村教育委員会 ※相談様式2は学校記入可	県教育委員会
③	学齢簿謄本		
④	障害の程度を判断するのに参考となるもの(相談様式1, 2, 又は各市町村教委の相談様式。その他療育手帳や身体障害者手帳の写し等)		
⑤	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑥	児童生徒の入学期日等について[様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 県立特別支援学校長

【手続きの流れ】



3 県立特別支援学校から小・中学校に転学する場合

県立特別支援学校に在学する児童生徒で、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化により、小・中学校又は義務教育学校に就学することが適当であると判断した児童生徒が転学する場合。

【手続きの手順】

(1) 県立特別支援学校長から県教委への通知

該当児童生徒について、当該学校長から県教育委員会にその旨を通知する。なお、判断に当たっては、校内就学支援委員会等で十分に審議をして決定する。(下記 No.①②)(学校教育法施行令第6条の3第1項)

(2) 県教育委員会から市町村教育委員会への通知

県立特別支援学校長からの通知を受けて、県教育委員会は、市町村教育委員会にその旨を通知する。(下記 No.③) (学校教育法施行令第6条の3第2項)

(3) 児童生徒の就学先の決定の通知

イ 市町村教育委員会が、小・中学校に就学することが適当であると判断した場合

- ・ 市町村教育委員会は、保護者に小・中学校への入学期日等を通知する。
- ・ 市町村教育委員会は、就学させるべき小・中学校長に氏名及び入学期日を通知する。(下記 No.④) (学校教育法施行令第7条)
- ・ 市町村教育委員会は、県教育委員会に転入学通知の写しを添えて、転入学先を通知する。(No.④の写し, ⑤)
- ・ 保護者は、県立特別支援学校長に退学を届け出る。(下記 No.⑧)

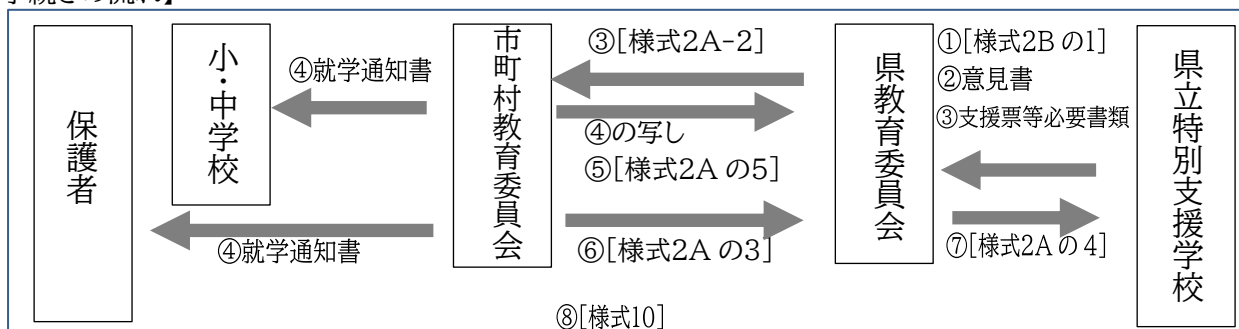
ロ 市町村教育委員会が、引き続き特別支援学校に就学することが適当であると判断した場合

- ・ 市町村教育委員会は、県教育委員会にその旨を通知する。(下記 No.⑥)
- ・ 県教育委員会は、当該県立特別支援学校長にその旨を通知する。(下記 No.⑦) (学校教育法施行令第6条の3第3項、4項)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	小・中学校に就学することが適当であると思料する学齢児童生徒について[様式2Aの1]	県立特別支援学校	県教育委員会
②	校長意見書		
③	認定特別支援学校就学者でないと思料する者について[様式2Aの2]	県教育委員会	市町村教育委員会教育長
④	就学通知書	市町村教育委員会	小・中学校長 保護者
⑤	児童生徒の就学先について[様式2Aの5]	市町村教育委員会	県教育委員会教育長
⑥	児童生徒の就学先について[様式2Aの3]		
⑦	児童生徒の就学先について[様式2Aの4]	県教育委員会	県立特別支援学校長
⑧	退学届[様式10]	保護者	県立特別支援学校長

【手続きの流れ】



4 県立特別支援学校間で転学する場合

(同じ障害種の県立特別支援学校間での転学)

【手続きの手順】

(1) 転学を要する児童生徒についての通知

県立特別支援学校長は、当該学校在籍の学齢児童生徒の保護者が、転居又はその他の理由により他の県立特別支援学校への転学を願い出た場合は、その旨を県教育委員会に通知する。(下記 No.①②③④⑤)
(学校教育法施行令第11条の3)

(2) 県教育委員会からの入学期日等の通知

県教育委員会は、その保護者、市町村教育委員会及び県立特別支援学校の校長に対し、その旨を通知する。(下記 No.⑥⑦)
(学校教育法施行令第16条)

(3) 学齢簿の加除修正

市町村教育委員会は、学齢簿の加除修正を行い、県教育委員会へ通知する。(下記 No.⑧)
(学校教育法施行令第11条の3)

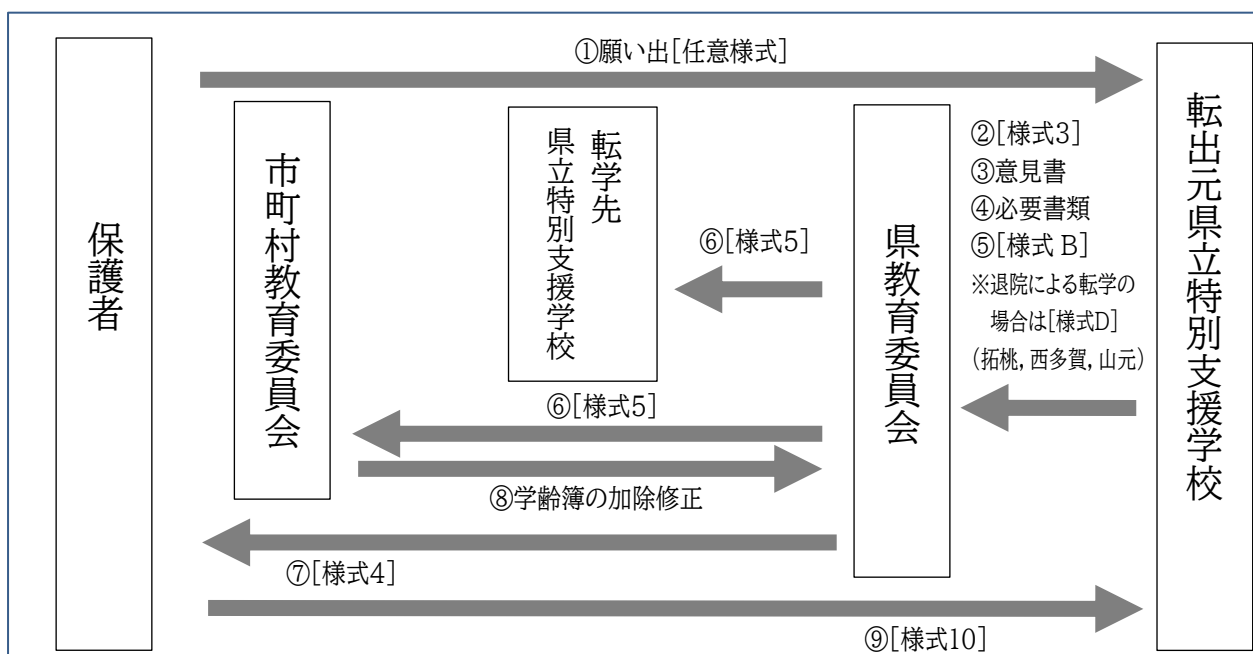
(4) 退学の届け出

保護者は、転出元の特別支援学校に退学を届け出る。(下記 No.⑨)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	願い出 [任意様式]	保護者	転出元県立特別支援学校長
②	特別支援学校への転学について[様式3]	転出元県立特別支援学校	県教育委員会
③	意見書 [任意様式]		
④	必要に応じて転学等に必要資料・手帳の写し等		
⑤	教育支援票(転学用)[様式B] ※退院による転学は[様式D]		
⑥	児童生徒の入学期日等について[様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 転学先県立特別支援学校長
⑦	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑧	学齢簿の加除修正 [任意様式]	市町村教委	県教育委員会
⑨	退学届[様式10]	保護者	転出元県立特別支援学校長

【手続きの流れ】



5 他都道府県からの転居により特別支援学校に入学する場合

【手続きの手順】

(1) 県教育委員会への通知

保護者から転居先市町村へ転居届が提出されたら、転居先市町村教育委員会は、県教育委員会に県立特別支援学校への就学についての通知をする。併せて、教育相談票、学齢簿謄本、必要に応じて障害の状態が分かる資料等を提出する。(下記No.①②③④⑤) (学校教育法施行令第11条)

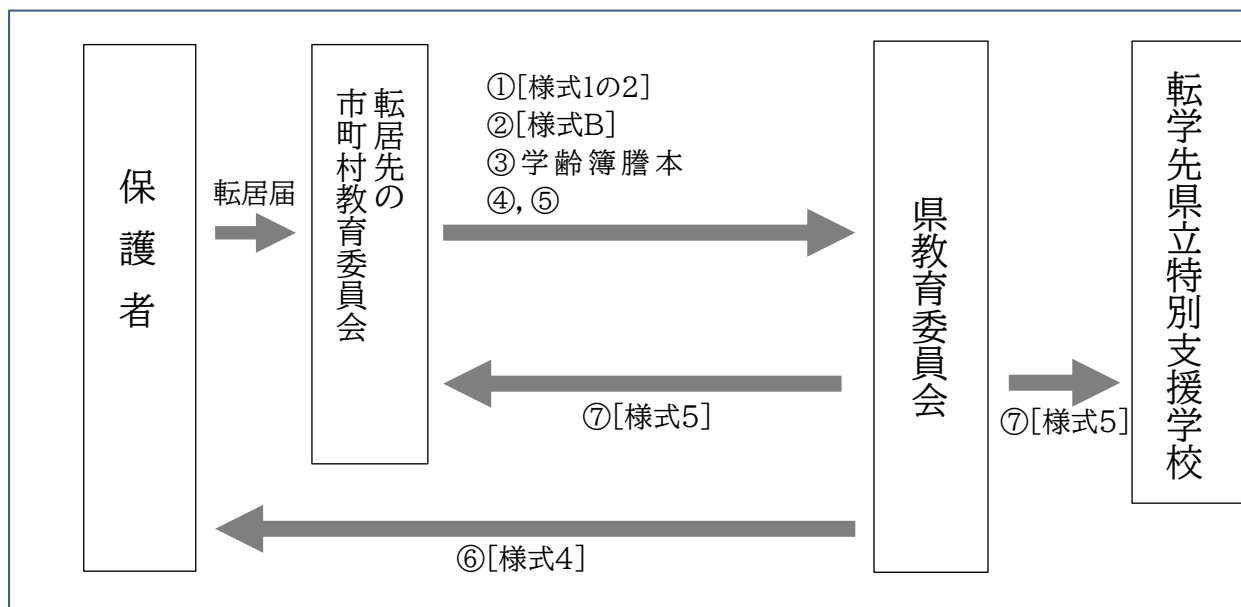
(2) 県教育委員会から入学期日等の通知

県教育委員会は(1)を受けて、保護者に児童生徒の入学通知書、市町村教委・入学先県立特別支援校長宛てに入学期日等を通知する。(No.⑥⑦) (学校教育法施行令第14条, 第15条)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	特別支援学校への就学について[様式1の2]	転居先市町村教育委員会 ⑤については、転居元から取り寄せ等	県教育委員会
②	教育支援票(転学用)[様式B]		
③	学齢簿謄本		
④	必要に応じて障害の状態が分かる資料等		
⑤	必要に応じて転居前の市町村教育委員会の資料 ※[様式B]以外のものでも可		
⑥	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑦	児童生徒の入学期日等について[様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 県立特別支援学校長

【手続きの流れ】



※ 各市町村教育委員会は、転居してくる児童生徒の情報が入った時点で転出先の教育委員会と連絡を取り合い、就学相談の記録等の情報交換を始め、できるだけ円滑に転学できるようにすること。

※ 他県では独自の相談票等を使っている場合があるので、必要に応じて写しなどで教育相談票の一部を替えることも可とする。

6 他都道府県の特別支援学校に区域外就学する場合 (施設への入所等により児童生徒のみ居住を移す場合等)

【手続きの手順】

(1) 保護者からの区域外就学の届け出

保護者は、転学希望先の他都道府県教育委員会へ区域外就学を願い出る。それに対して、他都道府県教育委員会から保護者宛てに出された承諾書をもって、その旨を居住する市町村教育委員会へ届け出る。

該当児童の就学先の判断がされる前に区域外就学の届け出があった場合は、それ以降の市町村教育委員会の手続きは行わない。

(下記No.①②) (学校教育法施行令第17条)

(2) 市町村教育委員会から県教育委員会への区域外就学の通知

市町村教育委員会は、区域外就学等の届け出があったときは、県教育委員会に通知する。

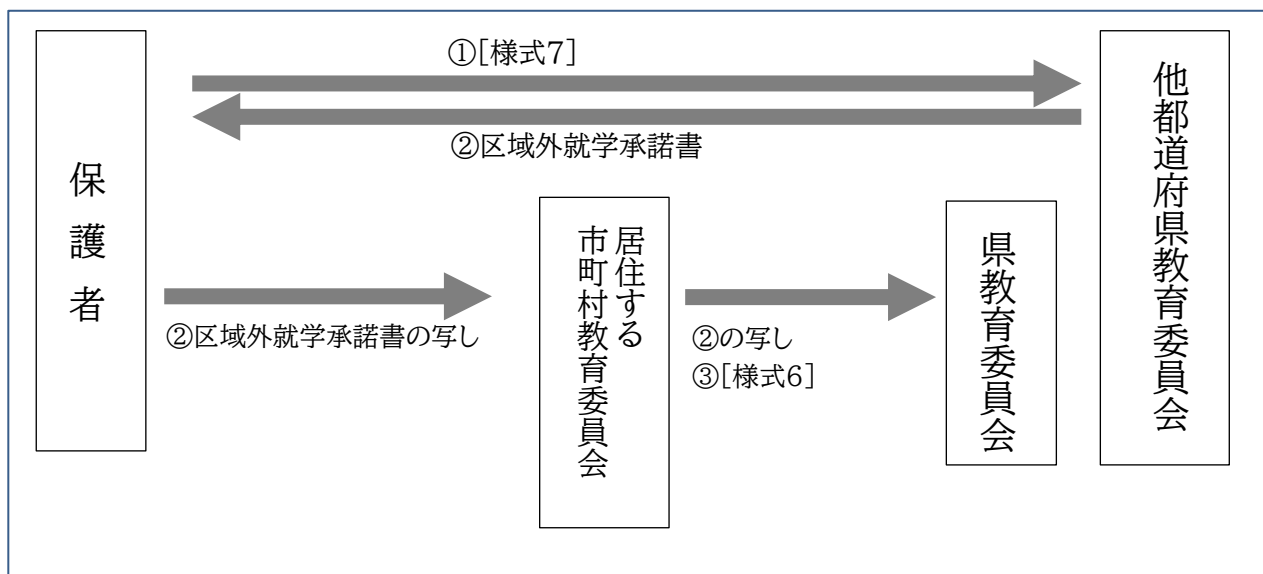
(下記NO. ②③) (学校教育法施行令第13条の2)

※ 但し、該当児童生徒が、認定特別支援学校就学者として通知された後の場合のみ、この手続きを行う。

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	区域外就学願書 [様式7]	保護者	他都道府県教育委員会
②	区域外就学承諾書	他都道府県教育委員会	保護者
③	区域外就学について(通知)[様式6]	市町村教育委員会	県教育委員会

【手続きの流れ】



7 入院により県立特別支援学校から拓桃、西多賀、山元支援学校に転学する場合 (こども病院、仙台西多賀病院、宮城病院への入院による転学)

【手続きの手順】

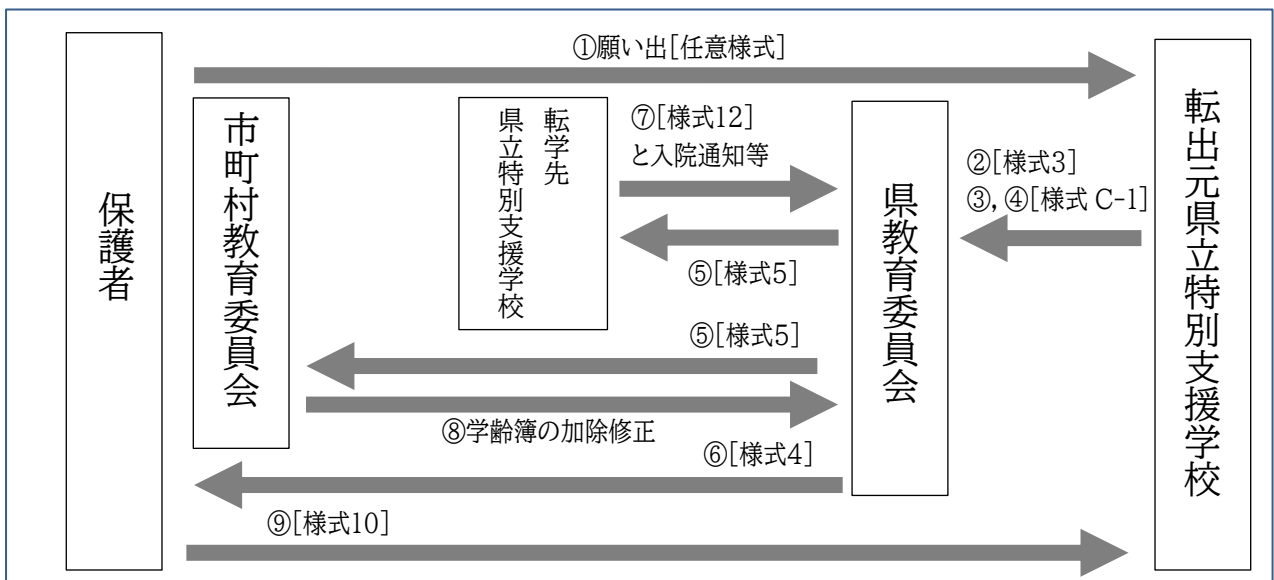
- (1) 転学を要する児童生徒についての通知
 県立特別支援学校長は、保護者から入院により他の県立特別支援学校へ転学の願い出があった場合は、その旨を県教育委員会に通知する。(下記 No.①②③④) (学校教育法施行令第11条の3)
- (2) 県教育委員会からの入学期日等の通知
 県教育委員会は、該当の学齢児童生徒の保護者、市町村教育委員会及び県立特別支援学校の校長に対し、その旨を通知する。(下記 No.⑤⑥) (学校教育法施行令第14, 16条)
- (3) 転入の報告
 転学先の県立特別支援学校長は、県教育委員会に該当児童生徒の入院通知(入院診療計画書)を添えて、転入の報告を行う。(下記 No.⑦)
- (4) 学齢簿の加除修正
 市町村教育委員会は、学齢簿の加除修正を行い県教育委員会へ通知する。(下記 No.⑧)(学校教育法施行令第11条の3)
- (5) 退学の届け出
 保護者は、転出元の県立特別支援学校に退学を届け出る。(下記 No.⑨)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	願い出[任意様式]	保護者	転出元特別支援学校長
②	特別支援学校への転学について[様式3]	転出元県立特別支援学校	県教育委員会
③	資料(入院・治療計画書等)		
④	就学支援票(入院による転学用)[様式 C-1]		
⑤	児童生徒の入学期日等について[様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 転学先県立特別支援学校長
⑥	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑦	入院通知(入院診療計画書)及び[様式12]	転学先県立特別支援学校	県教育委員会
⑧	学齢簿の加除修正 [任意様式]	市町村教委	保護者
⑨	退学届[様式10]	保護者	転出元県立特別支援学校長

※拓桃支援学校への転学の場合、こども病院「本館」又は「拓桃館」へ入院・入所するに当たり、内科的な治療目的は「病弱」が主障害となり、外科的な治療目的の場合は「肢体不自由」が主障害となる。なお、県立特別支援学校から入院のための転学の場合は、就学支援票[様式 C-1]となり、実態把握のための相談様式2は必要な場合のみとし、就学支援票に転学の理由を記載するため校長意見書は不要とする。

【手続きの流れ】



8 入院により小・中学校から県立特別支援学校に転学する場合 (こども病院, 仙台西多賀病院, 宮城病院への入院による転学)

【手続きの手順】

(1) 市町村教育委員会への通知

市町村の小・中学校, 義務教育学校, 中等教育学校在学する学齢児童生徒で, 入院により県立特別支援学校(拓桃, 西多賀, 山元)への就学が適当と判断された場合は, その該当学校長は, 市町村教育委員会にその旨を通知する。(下記 No.①) (学校教育法施行令第12条第1項)

(2) 県教育委員会への通知

市町村教育委員会は, (1)の通知をうけた学齢児童生徒のうち, 県立特別支援学校へ就学することが適当であると認めるものについて, 県教育委員会に対し, その旨を通知するとともに, 必要書類を送付する。(下記 No.①②③④) (学校教育法施行令第12条第2項及び第11条の2)

(3) 県立特別支援学校への就学通知

県教育委員会は, (2)の通知を受けた学齢児童生徒について, その保護者, 市町村教育委員会及び県立特別支援学校長に対し, 就学させるべき県立特別支援学校の入学期日を通知する。(下記 No.⑤⑥) (学校教育法施行令第14条及び第15条)

(4) 転入先特別支援学校から転入の報告

転入先県立特別支援学校長は, [様式12]及び入院通知(入院診療計画書等)をもって県教育委員会に児童生徒の転入を報告する。(下記 No.⑦)

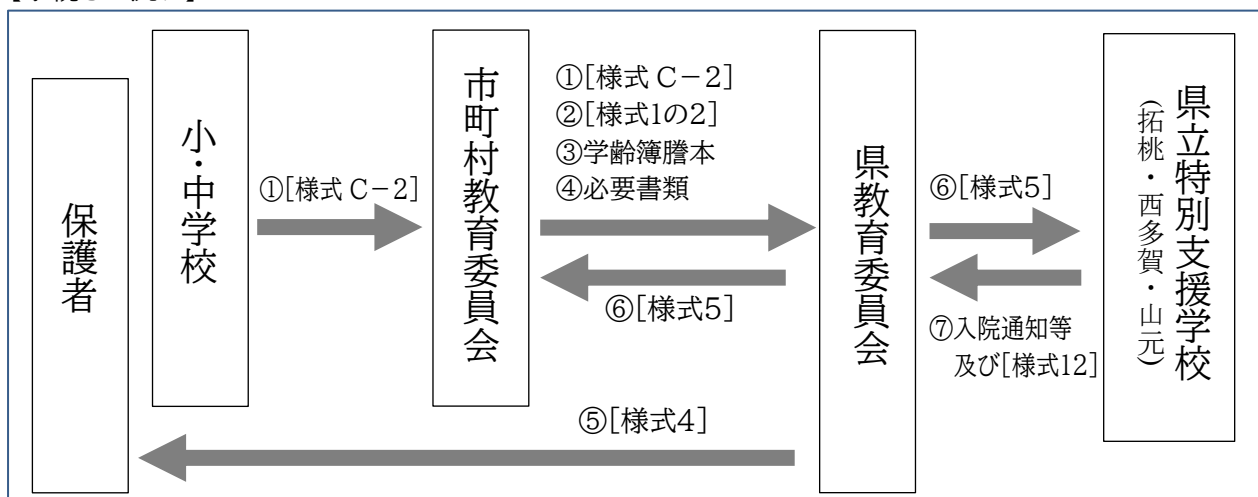
【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	教育支援票(入院等による転学)[様式C-2]	小・中学校	市町村教委經由県教委
②	特別支援学校への就学について[様式1の2]	市町村教育委員会	県教育委員会
③	学齢簿謄本		
④	必要に応じて診断書等必要な書類		
⑤	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑥	児童生徒の入学期日等について[様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 県立特別支援学校長
⑦	入院通知(入院診療計画書等)及び[様式12]	転学先県立特別支援学校	県教育委員会

※ 入院に伴う転学のため教育相談票は[様式C-2]を用いる。

※ 拓桃支援学校への転学の場合, こども病院「本館」又は「拓桃館」へ入院・入所するに当たり, 内科的な治療目的の場合は「病弱」が主障害となり, 外科的治療目的の場合は「肢体不自由」が主障害となる。

【手続きの流れ】



9 退院により県立特別支援学校から小・中学校に転学する場合 (こども病院, 仙台西多賀病院, 宮城病院からの退院による転学)

【手続きの手順】

(1) 保護者からの退学届の提出

保護者は、県立特別支援学校長宛てに退学届を提出する。(下記 No.①)

(2) 県教育委員会への通知

当該県立特別支援学校(拓桃, 西多賀, 山元支援)の校長は、県教育委員会に小中学校への転学通知と退院を証明する書類等をもって、その旨を通知する。(下記 No.②③) (学校教育法施行令6条の2第1項)

(3) 市町村教育委員会への通知

県教育委員会は、(2)の通知を受けた学齢児童生徒について、住所の存する市町村教育委員会に対しその旨を通知する。(下記 No.④) (学校教育法施行令第6条の2第2項)

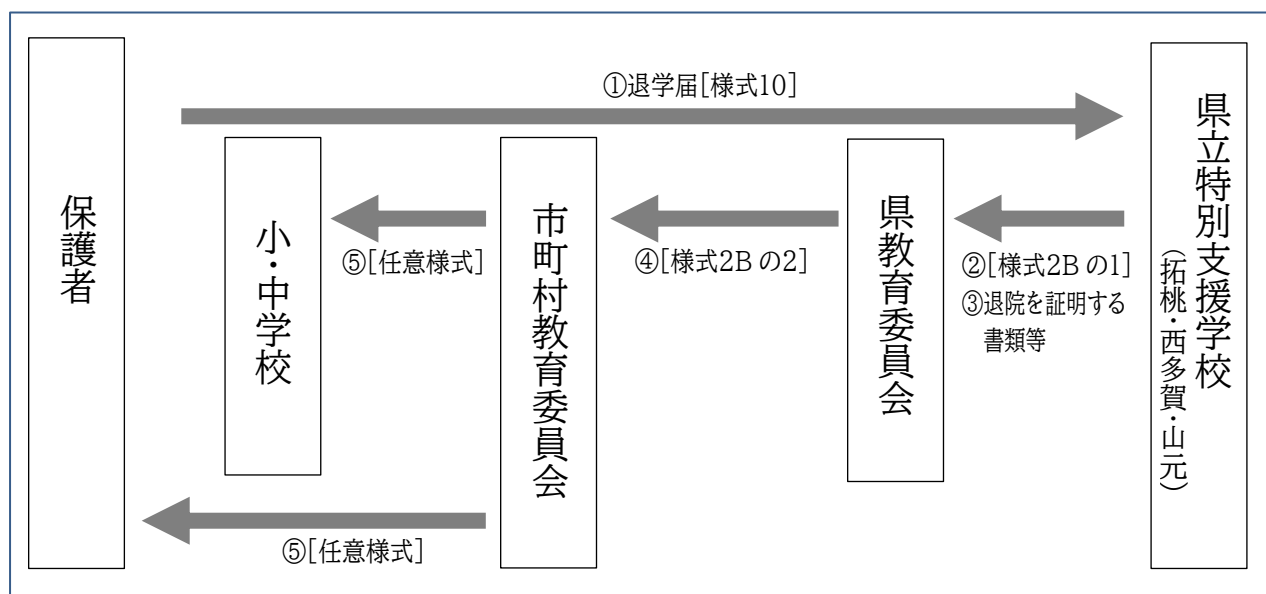
(4) 小中学校への就学通知

市町村教育委員会は、(2)の通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者に対し、就学すべき小・中学校の指定及び入学期日を通知する。また、就学させるべき小・中学校の校長に対し、就学通知をする。(下記 No.⑤) (学校教育法施行令第5条、第6条、第7条)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	退学届[様式10]	保護者	県立特別支援学校長
②	小・中学校への転学について[様式2Bの1]	県立特別支援学校	県教育委員会
③	退院を証明する書類等		
④	小・中学校への転学について[様式2Bの2]	県教育委員会	市町村教育委員会
⑤	児童生徒の入学期日等について[任意様式]	市町村教育委員会	小・中学校長

【手続きの流れ】



10 入院により他都道府県の小中学校から拓桃、西多賀、山元支援学校に転学する場合 (こども病院、仙台西多賀病院、宮城病院への入院による転学)

【手続きの手順】

(1) 保護者からの区域外就学の届け出

保護者は、居住する市町村教育委員会へ区域外就学の連絡をする。併せて、転学先の県立特別支援学校に県教育委員会宛ての区域外就学願書を提出する。(下記 No.①) (学校教育法施行令第17条)

(2) 県教育委員会への転入の報告

転学先県立特別支援学校は、県教委へ該当児童生徒の転入の報告をする。併せて、保護者から提出された区域外就学願書と入院証明等を提出する。(下記 NO.①②③)

(3) 他県市町村教育委員会から区域外就学の通知

他県市町村教育委員会から県教育委員会へ区域外就学を通知する。(下記 No.④)

(4) 県教育委員会からの就学の通知

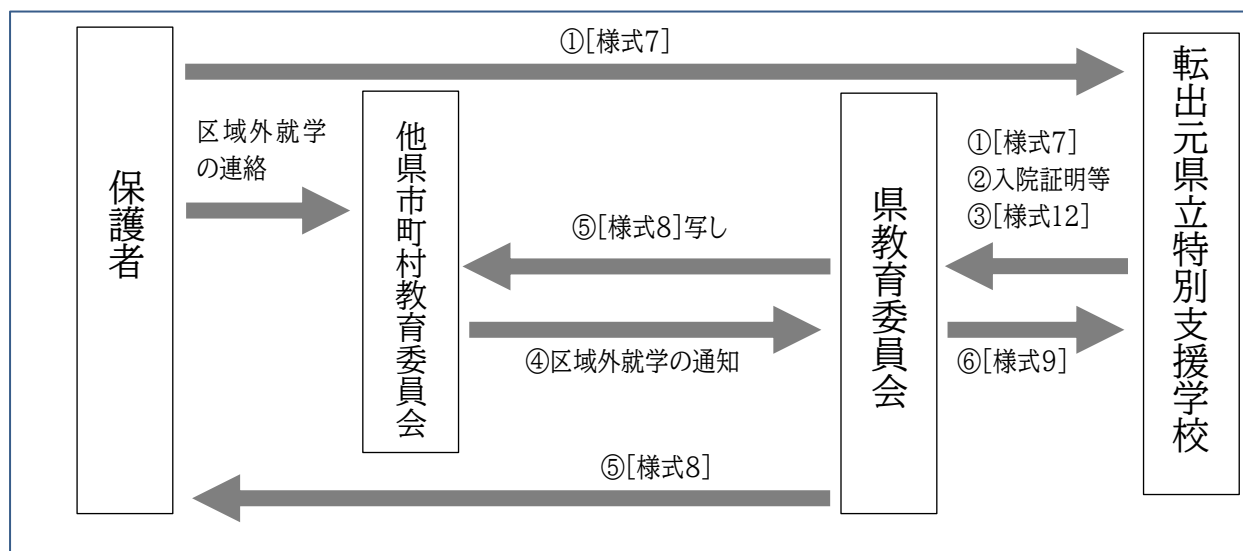
県教育委員会から、保護者に区域外就学承諾書、他県市町村教育委員会と転学先県立特別支援学校へ入学期日等について通知する。(下記 No.⑤⑥) (学校教育法施行令第15条)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	区域外就学願書[様式7]	保護者	転学希望先特別支援学校 経由 県教育委員会
②	入院証明(入院診療計画書等)	転学先特別支援学校	県教育委員会
③	児童生徒の転入について[様式12]		
④	区域外就学の通知[任意様式]	他県市町村教育委員会	県教育委員会
⑤	区域外就学承諾書[様式8]	県教育委員会	保護者
⑥	区域外から就学する児童生徒等の入学期日等について[様式9]	県教育委員会	県立特別支援学校長

※ 拓桃支援学校への転学の場合、こども病院「本館」又は、「拓桃館」へ入院・入所するに当たり、内科的な治療目的の場合は「病弱」が主障害となり、外科的な治療目的の場合は「肢体不自由」が主障害となる。

【手続きの流れ】



1 1 退院により他都道府県の前籍校へ戻る場合 (こども病院, 仙台西多賀病院, 宮城病院の退院により区域外就学を終了する場合)

【手続きの手順】

(1) 保護者からの退学の届け出

保護者は在籍する県立特別支援学校に退学届を提出する。(下記 No.①)

(2) 在学する県立特別支援学校から県教育委員会と市町村教育委員会への通知

- ・ 県立特別支援学校に在学する学齢児童生徒で, 退院により(治療の終了)障害者等でなくなったとき, 在学する県立特別支援学校長は県教育委員会に通知する。(下記 No.②)

(学校教育法施行令第6条の2)

- ・ 県立特別支援学校の小学部, 中学部の全課程を修了する前に退学したときは, 県立特別支援学校長は居住する市町村教育委員会に通知する。(下記 No.③) (学校教育法施行令第18条)

※ 市町村教育委員会は, 他都道府県教育委員会へその旨を通知する。(下記 No.③)

(3) 県教育委員会から市町村教育委員会, 他都道府県教育委員会への通知

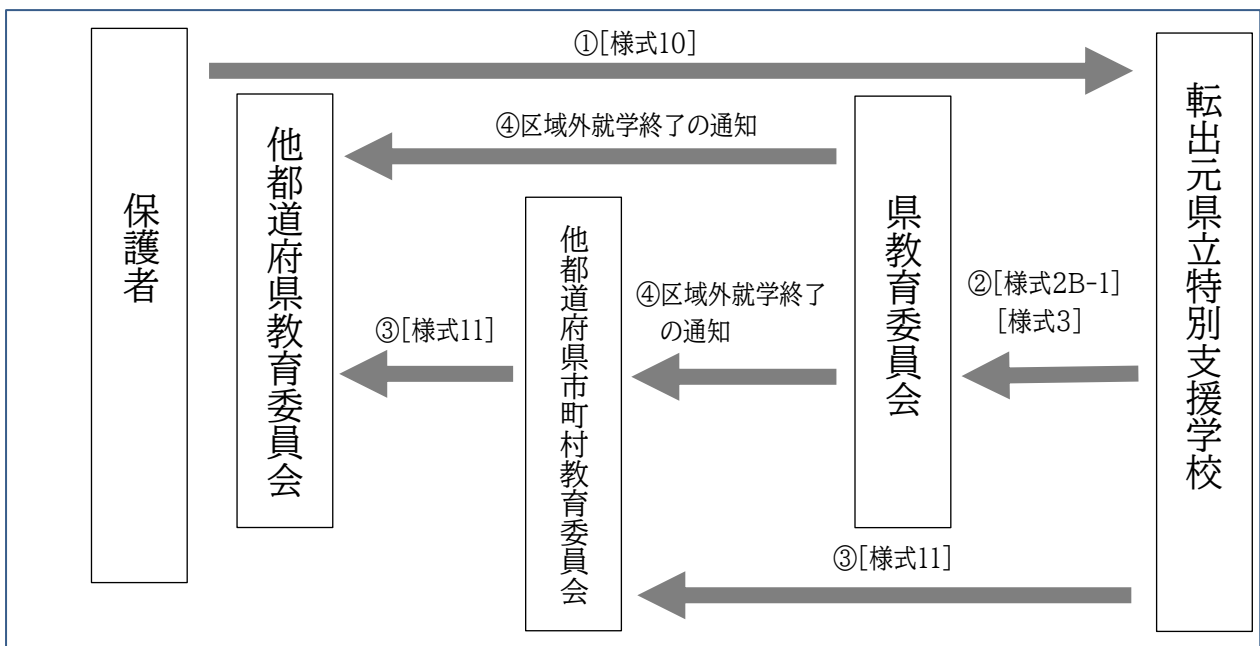
県教育委員会は, 居住する市町村教育委員会と他都道府県教育委員会へ児童生徒名と障害者等でなくなった旨を通知し, 区域外就学が終了したことを通知する。(下記 No.④)

(学校教育法施行令第6条の2第2項)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	退学届[様式10]	保護者	特別支援学校
②	小・中学校への転学について[様式2Bの1] 児童生徒の転学について[様式3]	転出元県立特別支援学校	県教育委員会
③	退学について(通知)[様式11]	転出元県立特別支援学校	他都道府県教育委員会 市町村教育委員会
④	区域外就学終了(通知)	県教育委員会	他都道府県教育委員会 市町村教育委員会

【手続きの流れ】



1 2 学齢児童生徒が国・市立の特別支援学校に入学する場合 (宮城教育大学附属特別支援学校, 仙台市立鶴谷特別支援学校へ入学する場合)

【手続きの手順】

(1) 県立以外の特別支援学校への就学の願い出

保護者は、その特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者に就学を願い出て、就学の承諾を得る。(下記 No.①②)

(2) 保護者が住所のある市町村教育委員会に届け出

市町村教育委員会に区域外就学等について[様式6]と入学する特別支援学校からの承諾書を提出する。(下記 No.②③) (学校教育法施行令第17条)

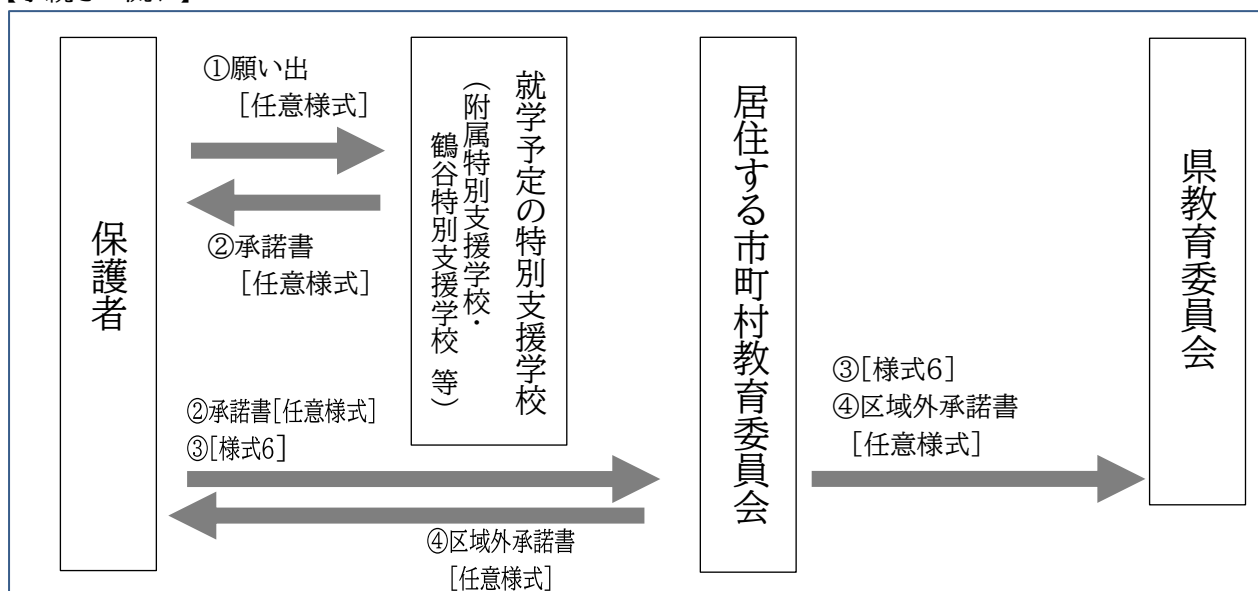
(3) 区域外承諾書の通知

市町村教育委員会は、保護者から区域外就学等の届け出があったときは、県教育委員会にその旨を通知する。(保護者から提出のあった[様式6]と保護者に通知する区域外承諾書を県教委に提出する)
(下記 No.③④) (学校教育法施行令第13条の2)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	願い出[任意様式]	保護者(権限者様式)	就学を承諾する権限者
②	承諾書[任意様式]	就学を承諾する権限者	保護者
③	区域外就学等について[様式6]	保護者	市町村教育委員会 (県教育委員会へ)
④	区域外承諾書 [市町村教委の任意様式]	市町村教育委員会	県教育委員会 保護者

【手続きの流れ】



※市町村教育委員会は就学相談時などに事前に情報収集に努め、円滑に就学できるよう調整する。

13 国立・市立特別支援学校から転学する場合 (入院転学以外の理由の場合)

【手続きの手順】

(1) 保護者からの退学届けの提出

保護者から退学元特別支援学校長宛てに退学を届け出る。(下記 No.①)

(2) 在学する特別支援学校から市町村教育委員会への通知

国立、市立特別支援学校(宮教大附属、鶴谷特別支援学校)に在籍する児童生徒で、小学部、中学部の全課程を修了する前に退学したときは、特別支援学校長は学齢児童生徒の住所のある市町村教育委員会に通知する。(下記 No.②③④) (学校教育法施行令第18条)

(3) 転学通知

市町村教育委員会は、保護者が県立特別支援学校への転学を願い出た場合は、その旨を県教育委員会に通知する。この場合において、県教育委員会は、相当と認めた場合は、速やかにその保護者、市町村教育委員会及び新たに指定した県立特別支援学校長に対し、その旨を通知する。(下記 No.②⑤⑥) (学校教育法施行令第11条の3、第16条)

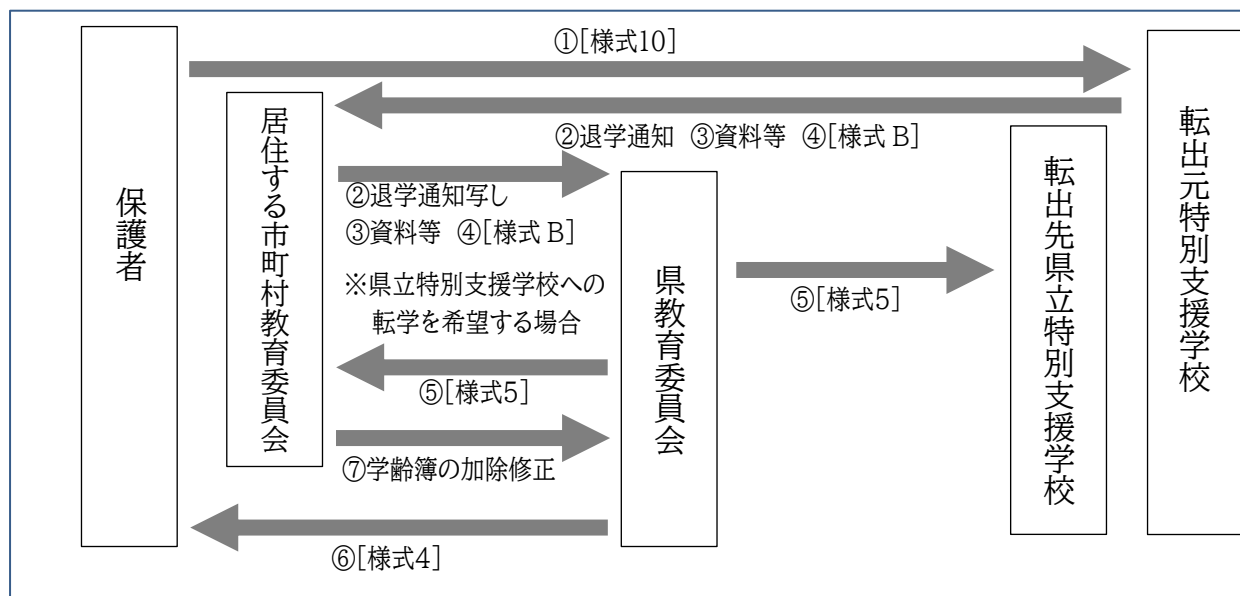
(4) 学齢簿の加除修正

市町村教育委員会は該当児童生徒の学齢簿の加除修正を行う。(下記 No.⑦)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	退学届[様式10]	保護者	転出元特別支援学校長
②	退学通知 ※原本は市町村教委保管	転出元特別支援学校長	市町村教育委員会経由 県教育委員会
③	必要に応じて転学等に必要資料 ・手帳の写し等	転出元特別支援学校	県教育委員会
④	教育支援票(転学用)[様式B]		
⑤	児童生徒の入学期日等について [様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 転学先県立特別支援学校長
⑥	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑦	学齢簿の加除修正 ※任意様式	市町村委員会	県教育委員会

【手続きの流れ】



14 就学義務の猶予又は免除者の手続き

就学義務の猶予又は免除については、学校教育法第18条の規定による。

○就学猶予・免除の対象となり得る者

- (1) 病弱で就学困難と認められる者
- (2) 発育不完全で就学困難と認められる者
- (3) その他やむを得ない事由のために就学困難と認められる者

○就学猶予・免除の手続き(学校教育法施行規則第34条)

- (1) 学齢児童生徒について、保護者の就学させる義務の猶予・免除の許可を受けるため、保護者は市町村の教育委員会に願出する。
- (2) 願出する場合には、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る証明書を添える。
- (3) 願出を受けた市町村の教育委員会は、市町村の教育支援委員会の意見を聞くなどして、慎重な審議を行い、その可否について判断をする。

○就学猶予・免除の介助者の編入学年

就学猶予・免除の理由が解消して小学校または中学校、特別支援学校等に就学する場合、年齢及び心身の発達の状況を考慮して、校長は、年齢相当の学年に編入することができる。

(学校教育法施行規則第35条)

ただし、中学校相当の年齢の場合、小学校を卒業しない者は中学校に入学できない。

※小学校等の課程を修了した日の翌日以降の最初の学年の始めから中学校等に就学させる。

(学校教育法第17条第2項)

15 学齢簿の加除修正があった場合

市町村教育委員会は、県立特別支援学校に在籍する児童生徒について、学齢簿の加除修正の通知があった場合は、その旨を宮城県教育委員会に通知する。[様式13]

(学校教育法施行令第3条, 13条)